

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年3月6日	日の丸ハイヤー株式会社(法人番号3120901021443)代表者暮部光昭	大阪府池田市空港1丁目9番6号	能勢口	兵庫県川西市火打1丁目15番地17号	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年12月20日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条第2項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年3月9日	新大阪タクシー株式会社(法人番号4120001126299)代表者森裕生	大阪府大阪市東淀川区西淡路1丁目12番5号	新大阪タクシー(株)北大阪営業所	大阪府大阪市東淀川区西淡路1丁目12番5号	輸送施設の使用停止(100日車)	道路運送法(以下「法」)第20条、法第27条第3項	令和3年12月22日及び令和4年2月21日、苦情を端緒として調査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送【臨時・偶発的なものと認められるもの】(法第20条)、(2)乗務等の記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項)	10	10
令和5年3月13日	関西学研都市交通株式会社(法人番号2130001036648)代表者北林克仁	京都府相楽郡精華町祝園西1丁目24-1	本社営業所	京都府相楽郡精華町祝園西1丁目24-1	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年10月26日及び同年12月15日、長期未実施を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)	0	0
令和5年3月14日	西純一	大阪府東大阪市末広町	本店	大阪府東大阪市末広町	事業の停止(30日間)	道路運送法第94条第4項	令和4年10月17日、同年11月2日、同年11月28日及び同年12月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施しようとしたところ、1件の違反が認められた。【検査拒否、虚偽の陳述等】(道路運送法第94条第4項)	30	30
令和5年3月17日	GREEN & NANKOH TAXI株式会社(法人番号8140001013748)代表者南幸佐	兵庫県神戸市兵庫区浜中町2丁目18番12号	本社営業所	兵庫県神戸市兵庫区浜中町2丁目18番12号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他道路交通法の違反行為)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年3月24日	別府タクシー株式会社(法人番号1140001046119)代表者中島武彦	兵庫県加古川市別府町西脇2丁目6番地	本社営業所	兵庫県加古川市別府町緑町8番地	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年1月17日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第3項、第4項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0